

福岡県公報

平成二十二年十月二十七日
第三千七百七十七号
増刊 ①

目次

規則(第三十五号)

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

(漁業管理課)

……………一

告示(第六百九十二号)

福岡県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則

(建築指導課)

……………一九

再掲

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

……………一九

正誤

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年十月福岡県条例第三十号) 中正誤

……………二二

規則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十五号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(平成十年福岡県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第十一条第八項」を「第十一条第十項」に改める。

第五条中「第十一条の八第一項ただし書」を「第十一条の十一第一項ただし書」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

(特定関係者との間の取引等の承認申請)

第五条の二 組合が、法第十一条の十二ただし書(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間の取引の承認を申請しようとするときは、特定関係者の取引等特例承認申請書(様式第三号の二)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 取引等を行うこと理由を記載した書面

二 特定関係者の住所地及び名称を記載した書類

三 特定関係の内容を記載した書類

四 通常の取引内容及び当該特定関係者との取引内容を記載した書類

五 その他知事が必要と認める書類

(基準議決権数を超える議決権の取得等の承認申請)

第五条の三 組合が、法第十七条の十五第二項ただし書(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、基準議決権数を超える議決権の取得又は保有の承認を申請しようとするときは、基準議決権数を超える議決権の取得等承認申請書(様式第三号の三)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 基準議決権数を超える議決権の取得等を行うこと理由を記載した書面

二 議決権の取得等を行う国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 取得等を行う会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分する方法を記載した書類

四 その他知事が必要と認める書類

第六条第一項中「水産業協同組合法施行規則(昭和五十八年農林水産省令第四十五号。以下「省令」という。)(第五条第一項各号)」を「水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号。以下「省令」という。)(第六条第一項各号)」に改め、同条第二項中「第五条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改める。

第七条第一項中「第百条の六第一項」を「第百条の八第一項」に改め、同項第四号を

削り、第五号を第四号とし、同条第二項中「第百条の六第一項」を「第百条の八第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 組合が、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴い共済規程を変更したときは、共済規程変更届書（様式第六号の二）に第二項に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第八条中「組合を代表する理事」の下に「（以下「代表理事」という。）」を加え、「代表理事組合長」を「代表理事」に改める。

第九条第一項及び第二項中「第百条の六第三項」を「第百条の八第三項」に改め、同条第七項中「共済取引」を「共済事業」に改め、同条に次の一項を加える。

11 組合が、主たる事務所の所在地の名称の変更又は関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴い定款を変更したときは、定款変更届書（様式第十号の二）に第一項に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第十条中「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第七項」に改め、同条第四号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二第四項」に改める。

第十二条第一項中「第百条の六第四項」を「第百条の八第四項」に改める。

第十三条中「第百条の六第五項」を「第百条の八第五項」に、「第九十一条の二第二項」を「第九十一条第二項」に改める。

第十四条第一項中「第百条の六第五項」を「第百条の八第五項」に改め、同項第四号中「総会議事録謄本」の下に「（法第六十九条の二第一項により、合併後存続する組合で、理事会等の議決を経て合併する場合は、理事会等議事録謄本）」を加え、同条の次に次の一項を加える。

（権利義務の包括承継の認可申請）

第十四条の二 法第九十一条の二第一項（第百条第五項において準用する場合を含む。）

に規定する会員が一人になった連合会の会員たる組合が、同条第二項において準用する法第六十九条第二項により会員が一人になった連合会の権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、権利義務の包括承継認可申請書（様式第二十号の二）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 権利義務の包括承継理由書

二 権利義務の包括承継経過報告書

三 権利義務の包括承継契約書謄本

四 権利義務の包括承継をしようとする組合の総会議事録謄本、財産目録、貸借対照表及び損益計算書

五 権利義務の包括承継をしようとする組合の定款及び事業計画書

六 法第九十一条の二第二項において準用する法第六十九条第四項において準用する法第五十三条第二項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書

七 前号の公告及び催告について、債権者の異議がなかった場合においてはその旨の監事の証明書、債権者の異議があった場合においては法第九十一条の二第二項において準用する法第六十九条第四項において準用する法第五十四条第二項に規定する

手続を経たことに関する監事の証明書

八 その他知事が必要と認める書類

第十五条第二項中「第百二十五条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 組合員その他利害関係人が、法第四十三条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により、一時役員の職務を行うべき者の選任又は総会の招集を請求しようとするときは、一時役員の職務を行うべき者の選任又は総会の招集請求書（様式第二十二号の二）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 一時役員の職務を行うべき者の選任請求については、予定する一時役員の職務を行うべき者の氏名、生年月日及び略歴を記載した書類並びに組合の現況を記載した書類

二 役員を選挙し、又は選任するための総会の招集の請求については、組合の現況を記載した書類

第十七条第二項中「第百条の六第三項」を「第百条の八第三項」に改める。

第十九条第二項中「代表理事組合長」を「代表理事」に改める。

第二十一条の見出し中「事業」を「業務」に改め、同条中「総会において事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、附属明細書及び監事の意見書又は監査報告書並びに事業計画書の承認を得たときは、二週

間以内に」を、「法第五十八条の二第一項又は第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により、決算に係る總會終了後一週間以内に業務報告書を」に改め、同条に次の二項を加える。

2 組合は、省令第二百二十五条の規定により、事業計画の決議に係る總會終了後一週間以内に事業計画書を知事に提出しなければならない。

3 組合は、やむを得ない理由により前二項の期間内に業務報告書又は事業計画書を提出できない場合は、業務報告書等の提出延期承認申請書（様式第三十号の二）を知事に提出しなければならない。

第二十三条中「第一百条の六第三項」を「第一百条の八第三項」に改める。

第二十四条中「第一百条の六第五項」を「第一百条の八第五項」に、「第九十一条の二第一項第六号」を「第九十一条第一項第六号」に改める。

第二十五条第五号中「第一百条の六第二項」を「第一百条の八第二項」に改め、同条第六号中「第一百条の六第五項」を「第一百条の八第五項」に改め、同条第八号中「虞」を「おそれ」に改める。

第二十六条中「第九十九条」の下に「から第一百二十二条まで」を加える。

第二十八条中「第一百条の六第五項」を「第一百条の八第五項」に改める。

第二十九条を第三十条とし、第二十八条の次に次の一条を加える。
（行政庁への届出）

第二十九条 組合は、法第二百二十六条の二第三号の規定により、子会社対象会社を子会社にしようとするときは、子会社対象会社に係る届出書（様式第四十八号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 組合及び届出に係る子会社の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書その他最近における業務、財務及び損益の状況を知ることができる書類

二 組合及び届出に係る子会社の届出後における収支見込み

三 届出後における組合及び届出に係る子会社の連結自己資本比率の見込み

四 届出に係る子会社の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

五 届出に係る子会社の業務の内容を記載した書類

六 届出に係る子会社の役員の役職名及び氏名を記載した書類

七 届出に係る子会社対象会社を子会社にすることにより、組合又はそれらの子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することになる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

八 その他知事が必要と認める書類

2 組合は、法第二百二十六条の二第四号又は第五号の規定により、子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなったとき又は子会社対象会社に該当しなくなったときは、子会社対象会社に係る届出書（様式第四十八号）を知事に提出しなければならない。

3 組合が、法第二百二十六条の二第十二号で規定する省令第二百二十四条の規定に該当する場合は、届出書（様式第四十九号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第二百二十四条に規定する書類

二 その他知事が必要と認める書類

様式第三号中「~~第~~」を「~~第~~」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第3号の2 (第5条の2関係)

特定関係者の取引等特例承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合(会)長 印

特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との取引の承認を受けたいので、水産業協同組合法(第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項において準用する同法)第11条の12ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

様式第3号の3 (第5条の3関係)

基準議決権数を超える議決権の取得等承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合(会)長 印

基準議決権数を超える議決権の取得等の承認を受けたいので、水産業協同組合法（第96条第1項において準用する同法）第17条の15第2項ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

様式第六号中「第100条の6第1項」を「第100条の8第1項」に改め、同様式の次に
次の様式を加える。

様式第6号の2 (第7条関係)

共 済 規 程 変 更 届 書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合(会)長 印

共済規程の変更をいたしましたので、水産業協同組合法(第96条第1項、第100条の8第1項において準用する同法)第15条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

様式第十号中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第10号の2 (第9条関係)

定 款 変 更 届 書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合(会)長 印

定款を変更しましたので、水産業協同組合法(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項、第100条の8第3項において準用する同法)第48条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

様式第十一号中「第54条の2第4項」を「第54条の2第7項」に改める。
様式第十三号中「第100条の6第4項」を「第100条の8第4項」に改める。
様式第十七号中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に、「第91条の2第2項」を「第91条第2項」に改める。
様式第二十号中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第20号の2 (第14条の2関係)

権利義務の包括承継認可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合(会)長 印

連合会の権利義務を包括承継したいので、認可されるよう水産業協同組合法(第100条第5項において準用する同法)第91条の2第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

様式第二十一号中「第125条第1項」を「第125条（第1項、第2項）」に改め、同様の次に次の様式を加える。

様式第22号の2 (第15条の2項関係)

一時役員の職務を行うべき者の選任（総会の招集）請求書

年 月 日

福岡県知事 殿

組 合 名
住 所
請 求 者 印

下記の理由により一時役員の職務を行うべき者の選任（総会の招集）を、水産業協同組合法（第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項において準用する同法）第43条第1項の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

1 請求の理由

添付書類

様式第三十号の次に次の様式を加える。

様式第30号の2 (第21条関係)

業務報告書等の提出延期承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合(会)長 印

業務報告書(事業計画書)の提出の延期について承認を受けたいので、水産業協同組合法施行規則第 条第 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

様式第三十一号中「第91条の2第1項第3号」を「第91条第1項第3号」に改定。
様式第三十二号中「第91条の2第1項第4号」を「第91条第1項第4号」に改定。
様式第三十四号中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に改定。
様式第三十五号中「第91条の2第1項第6号」を「第91条第1項第6号」に改定。
様式第三十六号中「第91条の3第2項」を「第91条の2第2項」に、「第91条の2第4項第3号」を「第91条第4項第3号」に改定。
様式第四十七号の次に次の二様式を加える。

様式第48号（第29条関係）

子会社対象会社に係る届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合（会）長 印

水産業協同組合法第126条の2第3号（4号、5号）の規定により子会社対象会社について届け出ます。

1 届出理由

添付書類

様式第49号（第29条関係）

届 出 書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合（会）長 印

水産業協同組合法第126条の2第12号（水産業協同組合法施行規則第224条第 項）の規定により届け出ます。

1 届出理由

添付書類

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第六百九十二号

福岡県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則を次のように定める。

平成二十二年十月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第十五条第三項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関して、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第二条 名簿等の閲覧所は、福岡県建築都市部建築指導課内とする。

(閲覧時間)

第三条 名簿等の閲覧時間は、午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までとする。

(閲覧に供しない日)

第四条 名簿等を閲覧に供しない日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項各号に掲げる日のほか、名簿等の整備等のため知事が必要と認めて名簿等ごとに指定した日においては、当該名簿等は閲覧に供しない。

(閲覧の申出)

第五条 名簿等を閲覧しようとする者は、所定の申込票に必要な事項を記載しなければならぬ。

(閲覧上の注意)

第六条 閲覧者は、名簿等を指示された場所で閲覧しなければならない。

2 閲覧者は、係員の指示に従い、名簿等を丁寧に取り扱わなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第七条 係員は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わないとき。
- 二 名簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十月十五日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会規則第二十三号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

例の施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則（昭和六十三年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「給与の特例」を「給与」に改め、同条第一項を次のように改める。

一般の派遣職員（条例第四条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与其他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日

直手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。

() が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当）当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。

第三条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、一般の派遣職員が、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。）第七条第三項、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。）第七条第二項及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。）第八条第三項の規定により標準号給数（県職員給与条例第七条第四

項、警察職員給与条例第七条第三項及び学校職員給与条例第八条第四項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十一年福岡県人事委員会規則第十三号）第二十八条の規定により任命権者が定める成績率のうち標準的な成績率が適用される職員であるものとする。

第三条に次の一項を加える。

8 第一項、第六項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、百分の一未満の端数があつてはならないものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

22 ・ 10 ・ 15		発行年月日	
3172 増刊		公報番号	
条 例		種 類	
30		同上番号	
4		ページ	
		上	欄
		下	
1	1	行	
表中	表中	備考	
古賀市	北九州市若松区	正	
一人	二人		
古賀市	北九州市若松区	誤	
一人	二人		

正
誤